



2025年2月17日

会 社 名 株式会社 INPEX

代表者名 代表取締役社長 上田 隆之

(コード番号 1605 プライム市場)

問合せ先 広報・IR ユニットシェネラルマネーシェャー 脇田 嘉博

電話番号 03-5572-0750

取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。)及び執行役員(国内非居住者を除く。以下同じ。)(以下併せて「取締役等」という。)を対象として、2018年度から導入している株式報酬制度(以下「本制度」という。)の改定に関する議案を2025年3月28日開催予定の第19回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続

- (1) 当社は、取締役等を対象に、当社の中長期的な経営戦略と取締役等の報酬制度との連動性を明確にし、取締役等の企業価値増大への貢献意識及び株主価値の最大化への貢献意欲を一層高めるとともに、持続可能な社会の実現に向けた取組みを推進することを目的として、本制度の内容を一部改定のうえ継続します。
- (2) 本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託(以下「BIP 信託」という。)を用いた株式報酬制度です。BIP 信託は、業績連動型株式報酬(Performance Share)及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を取締役等に交付及び給付(以下「交付等」という。)する仕組みです。
- (3) 当社は、本制度の継続にあたって、当社が既に設定している BIP 信託の信託期間を延長して、制度の内容を一部改定するものとします。
- (4)本制度の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。なお、当社は、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として委員長及び委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、本制度の継続及び一部改定については、指名・報酬諮問委員会の審議を経ております。

2. 本制度の改定目的

近年の地政学リスクの高まりを背景に、エネルギー情勢をはじめ当社を取り巻く経営環境は不確実性を増している中で、当社プロジェクトの安定・安全操業を最優先に、エネルギーの安定供給を継続しながら、2050年ネットゼロに向けて着実に前進していくため、当社は、2025年2月に「INPEX Vision 2035 『責任あるエネルギー・トランジション』の実現」を発表し、2035年に向けた当社の長期的な戦略を掲



げるとともに、2025年から2027年までの3年間における中期経営計画として具体的な目標・道筋を新たに示しております。

これらを実現するために必要な役員報酬制度について、指名・報酬諮問委員会において議論を重ねた結果、中期経営計画に掲げる経営目標と本制度の業績指標を整合させることで、当社の中長期的な経営戦略と取締役等の報酬制度との連動性をより明確にし、取締役等の企業価値増大への貢献意識及び株主価値の最大化への貢献意欲を一層高めるとともに、持続可能な社会の実現に向けた取組みを推進することができると考え、本制度の内容を一部改定することといたしました。

3. 改定後の本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等に対する株式報酬制度であり、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当 社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式 等について役員報酬として交付等を行う制度です。なお、取締役等に対して当社株式等の交付等を行う 時期は、原則として、取締役等の退任後となります。

改定後の本制度の内容は、以下に記載のとおりであり、以下に記載のない項目については、現行の本 制度の内容を維持します。

(2) 本制度の対象期間及び当社が拠出する金員の上限

改定後の本制度は、当社が掲げる中期経営計画に対応する事業年度(以下「対象期間」という。)を対象とし、本制度改定後の当初の対象期間は、2025年12月末日で終了する事業年度から2027年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下「改定後当初対象期間」という。)とします。

当社は、本制度の改定により、対象期間毎に取締役等の報酬として拠出される信託金の金額の上限を、4.6 億円に当該対象期間の年数を乗じた金額(改定後当初対象期間である3事業年度に対しては13.8 億円)に変更したうえで、かかる信託金を取締役等の報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託(以下「本信託」という。)の期間の延長及び追加信託を行うことにより、本制度を継続します。なお、延長する前の信託期間の末日に信託内に残存する当社株式(2024年12月末日で終了する事業年度までのポイントとして取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「改定前残存株式等」という。)は、改定後当初対象期間に活用するものとし、上記の追加信託により拠出される信託金と改定前残存株式等との合計額は13.8 億円の範囲内とします。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、当社株式を株式市場から取得します。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一の期間について本信託の信託期間を延長し、当社は本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合



計額は、本株主総会で承認決議を得た、当該新たな対象期間において本信託に拠出する信託金の合計上 限額の範囲内とします。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役等が取得する当社株式等の算定方法及び上限

取締役等には、当社株式等の交付等の前提として、当社の中長期的な業績及び企業価値向上への取締役等の貢献意欲を高めることを目的とした「業績連動ポイント」と、取締役等の株式保有を通じた株主との利害共有の強化を目的とした「固定ポイント」を、信託期間中の毎年一定の時期に付与するものとします。

役位別基準ポイント(小数点以下の端数は切捨て)

=役位に応じた株式報酬基準額÷2025 年4月(なお、本信託の延長が行われた場合には、当該延長日の 属する事業年度が開始する月の前月)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値(小数点以下 の端数は切捨て)

① 業績連動ポイント

役位毎に予め定められた基準ポイントに、対象期間中の各事業年度における目標達成度に基づく業績 連動係数を乗じてポイントを算出します。

業績連動係数は、当社の中期経営計画に掲げる指標等で評価するものとし、改定後当初対象期間については、各事業年度における財務指標(当期利益、探鉱前営業キャッシュフロー、ROE、ROIC、総還元性向)及び非財務指標(温室効果ガス排出原単位)等の目標達成度に応じて、0~200%の範囲で決定します。なお、2028年12月末日で終了する事業年度以降に開始する対象期間については、その時点の中期経営計画を基に別途取締役会において定めます。

② 固定ポイント

役位毎に予め定められた基準ポイントに基づき算出します。

1ポイントは当社株式1株とし、各取締役等の退任時(当該取締役等が死亡した場合は死亡時)に、 業績連動ポイント及び固定ポイントの累積値(以下「累積ポイント数」という。)に相当する当社株式等 の交付等が、取締役等に対して行われます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併 合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を 調整します。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、466,000 ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数とし、また、信託期間中に本信託が取締役等に交付等を行うために取得する当社株式の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします(以下「上限交付株式数」という。)。そのため、3事業年度を対象とする改定後当初対象期間に対応する上限交付株式数は、139.8万株となります(現行制度:1事業年度あたり80.6万株)。なお、上限ポイント数及び上限交付株式数は、上記の当社が拠出する金員の上限を踏まえ、直近の株価等を参考に設定しています。

また、本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間に取締役等に対して付与されるポイント数



の上限は、466,000 ポイントに新たな対象期間の年数を乗じたポイント数とし、また、信託期間中に本信託が取締役等に交付等を行うために取得する当社株式の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任後に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の70%に相当する数の当社株式(単元未満株式は切捨て)について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が死亡した場合、その時点で算定される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点で算定される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(5) クローバック制度等

本制度は、取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失または没収(マルス)、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求(クローバック)ができるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式(取締役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を 確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取り扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における取締役等の減少等により、信託期間満了時に残余株式(信託終了時に退任していない受益者要件を充足する可能性がある取締役等に対して、その退任後に交付等を行うことが予定されている当社株式等を除く。)が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。



(9) その他本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。



(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

②信託の目的 取締役等に対するインセンティブの付与

③委託者 当社

④受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

⑤受益者 取締役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者

⑥信託管理人 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)

⑦信託契約時期 2022年5月(2025年5月に変更予定)

⑧信託の期間 2018年8月~2025年5月末日

(2025年5月の信託契約変更により、2028年5月まで延長予定)

⑨制度開始時期⑩議決権行使⑪取得株式の種類2018年8月行使しない当社普通株式

②信託金の額 13.8 億円 (予定) (信託報酬・信託費用を含む。)

③株式の取得方法 株式市場から取得

(なお、決算期(中間決算期、四半期決算期を含む。) 末日以前

の5営業日から決算期末日までを除く。)

15帰属権利者 当社

⑩残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を

控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以上